

港区政策評価実施に係る港区行政評価委員会区民委員募集要項

区では、新たな港区基本計画（令和3年度～8年度）の策定に向け、現行基本計画後期3年（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）についての政策評価を実施します。

政策評価の実施に際して、区民の生活者としての視点から評価を行っていただくため、下記のとおり港区行政評価委員会の区民委員を公募します。

記

1 募集人数

5人

2 任期

委嘱の日から令和3年3月31日まで

3 応募資格

令和2年4月1日現在、次の要件を全て満たす方

- ・港区内に在住又は在勤在学している方
- ・次の会議日程に全て参加可能な方（体調不良など、緊急の用事を除く。）
 - ① 6月18日（木）18時30分から21時まで
 - ② 6月23日（火）18時30分から21時まで
 - ③ 6月25日（木）18時30分から21時まで
 - ④ 6月30日（火）18時30分から21時まで
 - ⑤ 7月 3日（金）18時30分から21時まで

4 応募方法

応募書類に必要事項を記入し、作文「関心のある区取組について」（日本語・800字）を添えて、「10 担当・問合せ」まで、直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送にて提出（4月30日必着）してください。

5 募集期間

令和2年4月1日（水）～4月30日（木）

6 選考

庁内に設置する「港区行政評価委員会区民委員選定委員会」で書類選考及び作文審査により決定します。

選考結果は、応募者全員に文書でお知らせします。

7 委嘱内容

港区基本構想及び港区基本計画に掲げる27の政策について、政策の所管部門が評価する「政策の達成状況」及び「今後の施策の方向性」をご確認いただき、所管部門における評価の妥当性、後期基本計画における各施策をどのようにすべきか、幅広い視点から御意見を述べていただきます。

8 謝礼

港区付属機関等の設置及び運営に関する基準に基づき支給します。

9 その他

- (1) 政策評価の実施前に、港区基本計画や政策評価に関する説明をさせていただきます。日程等は、公募委員決定後に調整させていただきます。
- (2) 港区暴力団排除条例（平成26年港区条例第1号）第12条の規定に基づき、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資すると認められるときは、区民委員の委嘱を取り消します。

10 担当・問合せ

〒105-8511 東京都港区芝公園 1-5-25
企画経営部企画課企画担当（区役所4階）
電話 03（3578）2092

港区政策評価について

・目的

政策評価は、区が道筋として定めた「政策」について、3年前、基本計画に掲げた成果目標に向けて取り組んできた施策の効果を検証し、現在の社会経済状況や区民ニーズを踏まえるとともに、次の3年後へ向けて、重点的・優先的に取り組むべき施策など、施策の方向性を確認することで、有効な行政サービスの展開に資することを目的とします。

・実施体制及び方法

一次評価及び二次評価の2段階の評価とします。

一次評価：各政策の所管部門による評価

二次評価：港区行政評価委員会（副区長、部長級職員、学識経験者、公募区民により構成）による評価

・実施時期

3年に1度、基本計画の策定（改定）の際に実施します。